

第2期（秋学期）申請からの主な制度変更点

①平成27年第2期（秋学期）申請では継続申請はできません。

そのため、今回申請ではすべての提出書類を揃えた上で申請してください。

そのかわり、今回申請をし、次回の平成28年度春学期も続けて申請する者においては、今回申請と収入状況等及び家族数に変更がない場合、継続申請が可能となります。

②申請期間が早まります。これに伴い結果通知時期も早まります。

そのため、申請書類提出締め切り日を間違えないようにして下さい。

『前回の申請期間（26年度秋学期）』

| | |
|--------|-----------|
| 申請期間 | 9月下旬～10月末 |
| 結果通知時期 | 1月下旬 |

『今回の申請期間（27年度秋学期）』

| | |
|--------|-------------------|
| ★申請期間 | ★6月5日（金）～7月10日（金） |
| 結果通知時期 | 10月上旬 |

③申請書類の簡素化を図りました。

申請者の家族の収入は基本的に前年の所得が記載された所得証明書で把握することになりました。

【補足】

所得証明書とは自治体で発行されるもので、その方の所得や扶養の人数等による控除の状況、そしてそれらから算出された住民税額等が記載された証明書です。なお、所得等の情報は前年の金額が記載されています。

今回提出が必要な平成27年度（26年中の所得）の証明書とは、平成26年1月～平成26年12月までの所得が記載されているものとなります。

また今年の所得証明書（いずれも、昨年の所得が載っている）は、今年1月1日現在の住所地の、市区町村役場で取得できます。

（例）

平成26年8月につくば市へ転入し、平成27年1月1日現在もつくば市に居住しているが、平成26年1月1日はA市に居住していた場合・・・

→平成27年度（26年中の所得）の証明書 = つくば市で交付

平成26年度（25年中の所得）の証明書 = A市で交付

④申請書類が3種類（①日本人学生・外国人学生用、②留学生用（和文）、③留学生用（英文））に分かれました。

⑤平成26年1月1日～申請時点までに家計が急変した世帯に関しては、平成27年の収入（見込み）で申請することができます。

※ただし、平成26年中に失職し、退職金等の臨時所得が出ていた場合は、その受給証明書の提出が必要です。

⑥申請理由 2, 3, 4 のいずれかで申請する者に関しては、通常の申請期間（平成 27 年 6 月 5 日～平成 27 年 7 月 10 日）を過ぎた場合でも第 2 期（秋学期）の授業料納付期限日（平成 27 年 11 月 30 日）までは随時申請を受け付けます。

⑦児童扶養手当に関しては収入に算入しないことになりました。

そのため、従来提出が必要であった児童扶養手当支給通知書に関しては提出する必要はありません。

※ただし、児童手当については前回同様収入として算入しますのでご注意ください。

⑧長期療養費の対象期間は平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月になります。

これは、所得証明書に記載される所得の期間が前年（平成 26 年）になるため、この期間に合わせたことによるものです。

※尚、対象期間とは、「金額を支出した月（領収月）」のことで、利用期間・請求月ではありませんのでご注意ください。

⑨年金に関して、遺族・障害・労災年金等非課税の年金を受給している世帯の申請者のみ、平成 26 年度の金額が記載された年金振込通知書又は年金額改定通知書を提出することになりました。

※老齢年金は所得証明書に記載されるため、所得証明書で金額を把握することになります。

⑩免除と併せて徴収猶予を希望する者は、免除の申請書表面のチェック欄；授業料免除及び徴収猶予 にチェックすることで、徴収猶予申請書を別途提出する必要がなくなります。

⑪授業料免除申請者票（兼受理票）など、従来のものと様式が大きく変わったものがあります。（例；授業料免除申請者票（兼受理票）⇒複写式が切り取り式に）

※様式の変更は制度変更に伴うものです。



27.6.5 学生部学生生活課

<http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/scholarship.html>